

【オーストラリア】2025年刑法典（テロ支援国家機関）改正法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

*2025年11月、刑法典を改正し、外国政府機関をテロ支援国家機関に指定するための要件を規定するとともに、テロ支援国家機関による新たな犯罪を導入する法律が制定された。

1 背景

2025年8月26日、記者会見でバージェス（Mike Burgess）豪州治安情報機関（ASIO）¹長官は、過去10か月間、反ユダヤ主義対策はASIOの最優先事項の一つであり、豪州のユダヤ人コミュニティ、礼拝所、企業、著名人を標的とした数十件の事件のうち少なくとも2件でiran政府の指示によるイスラム革命防衛隊（Islamic Revolutionary Guard Corps: IRGC）の関与が明らかになったと述べた²。指摘された2件の事件とは、2024年10月20日のシドニーのカフェへの放火及び同年12月6日のメルボルンのユダヤ教礼拝所への放火である³。記者会見に同席したアルバニージー（Anthony Albanese）首相は、このような事態に対し「強力に、かつ、断固として対抗する」として、駐豪州iran大使の国外退去処分、駐iran豪州大使館の業務停止及びIRGCをテロ組織（terrorist organisation）として指定する立法措置を探ることを発表した⁴。

「テロ組織」は、刑法典⁵第102.1条第1項に「テロ行為を直接的又は間接的に行い、準備し、計画し、支援し、又は助長する組織」と定義されている。2022年10月～2023年2月に連邦議会上院外務・防衛・通商調査委員会が行った「iranにおける最近の暴力事件の人権への影響に関する調査」⁶に関して、2023年1月31日、法務省は、IRGCは国家機関（organ of a nation state）であり、刑法典の「テロ組織」規定の対象となる団体ではないとの見解を示していた⁷。

2025年10月8日、刑法典を改正し、外国政府機関（foreign state entity）を「テロ支援国家機関（state sponsor of terrorism）」として新たに指定し、テロ支援国家機関が行うテロ行為に関する犯罪を設けるための法律案が連邦議会に提出され、同年11月6日、「2025年刑法典（テロ支援国家機関）改正法」⁸（以下「2025年改正法」）が制定された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。

¹ Australian Security Intelligence Organisation. 豪州及び同国民を外国からの干渉、防衛システムへの攻撃、スパイ活動、テロ行為等の脅威から守るために、これらに関する情報の収集、調査、分析等を行う。

² Anthony Albanese et al., “Press conference,” 2025.8.26. <<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-parliament-house-canberra-38>>

³ *ibid.*; Josh Butler et al., “What we know about the antisemitic attacks in Australia allegedly orchestrated by Iran,” *Guardian*, 2025.8.29. <<https://www.theguardian.com/australia-news/2025/aug/30/what-do-we-know-about-the-antisemitic-attacks-in-australia-allegedly-orchestrated-by-iran-ntwnfb>>

⁴ Albanese et al., *ibid.*

⁵ Criminal Code Act 1995, No.12, 1995. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest/text>> 刑法典（Criminal Code）は、1995年刑法典法の附則として規定されている。

⁶ Foreign Affairs, Defence and Trade References Committee, Senate, “Human rights implications of recent violence in Iran,” 2023.2. <https://www.aph.gov.au/-/media/Committees/fadt_ctte/HumanRightsinIran/Human_rights_implications_of_recent_violence_in_Iran.pdf>

⁷ “Submission 486: Human rights implications of recent violence in Iran.” <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Foreign_Affairs_Defence_and_Trade/HumanRightsinIran/Submissions>

⁸ Criminal Code Amendment (State Sponsors of Terrorism) Act 2025, No.60, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00060/asmade/text>> なお、2025年11月27日に規則（Criminal Code (State Sponsor of Terrorism—Islamic Revolutionary Guard Corps) Regulations 2025. 翌28日施行）が制定され、IRGCは、テロ支援国家機関に指定された。

2 2025年改正法の概要

(1) 構成及び施行日

2025年改正法は、全3か条（略称、施行日等）及び附則4編から成る。附則第1には刑法典を被改正法とする主要な改正が、附則第2～第4には、刑法典、1914年犯罪法、1979年豪州連邦警察法等に対する付隨的改正が規定される。施行日は、2025年11月6日（第1条～第3条）、同月7日（附則第4）及び同月8日（附則第1～第3）である。

(2) 附則第1の主な内容

附則第1では、刑法典第5.3章「テロリズム」の後に第5.3A章「テロ支援国家機関」（第110.1条～第114.4条。全34か条）が追加された（以下条名は、刑法典のものである）。

(i) テロ支援国家機関の指定及び指定解除

刑法典第102節「テロ組織」は、豪州を標的としたテロ行為を行う外国の国家機関には適用されないため⁹、「テロ支援国家機関」に関する規定を新設した。同機関の指定は、連邦総督がある団体等(entity)を「テロ支援国家機関」とする規則を制定することにより行われる（第110.3条第1項）。当該規則制定前に内務大臣は、次の行為を行わなければならない。
 ①-1 当該団体等は外国政府機関（第110.1条）であり、
 ①-2 当該団体等又はその構成員が豪州を標的としたテロ行為を直接的又は間接的に行い、準備し、計画し、支援し、又は助長したと合理的根拠に基づき認めること（第110.3条第3項）、
 ②当該団体等の指定について外務大臣に書面により同意を得ること、
 ③下院野党党首に規則案の説明がなされるようすること（同条第5項）。

なお、「豪州を標的としたテロ行為」とは、豪州国内で行われ、若しくは行われると脅迫され、又は豪州国民若しくは豪州の国益を害するテロ行為¹⁰等（第110.2条）である。

内務大臣は、テロ支援国家機関と指定された外国政府機関が、引き続き指定されることが適切ではないと認めた場合には、外務大臣と協議の上、指定解除の宣言を発することができる（第110.5条）。情報・安全保障に関する議会合同委員会又はテロ支援国家機関が属する国は、内務大臣に当該宣言の発出を申し入れることができる（第110.6条）。

(ii) 国家テロ行為(state terrorist acts)等に関する犯罪の創設

国家テロ行為とは、テロ支援国家機関又はその構成員¹¹が関与したテロ行為である（第111.1条）。国家テロ行為等に関して新たな犯罪が規定された。国家テロ行為を故意に行った者¹²が豪州国民若しくは永住者である場合又は当該国家テロ行為が豪州を標的にして場合は、最高刑として終身刑が科される（第111.2条）。豪州国民若しくは永住者が国家テロ行為の準備・支援等に関わる訓練を受け、若しくは提供した場合又は豪州を標的とした国家テロ行為の準備・支援等に関わる訓練を受け、若しくは提供した者は、最高25年の拘禁刑が科される（第111.3条）。また、豪州を標的とした国家テロ行為のための資金提供・調達も犯罪となる（第113.1条）。

⁹ “Explanatory Memorandum: Criminal Code Amendment (State Sponsors of Terrorism) Bill 2025,” House of Representatives, 2025, p.3. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7382_ems_fdf600ec-bd19-45c7-b8cb-1a10e2f3082e/upload_pdf/JC016812.pdf;fileType=application%2Fpdf>

¹⁰ テロ行為は、人に重大な身体的危害を加える行為、財産に重大な損害を与える行為、情報システム等を著しく妨害し、混乱させ、又は破壊する行為等であり、これらの行為が政治的・宗教的・思想的な主張を推進する意図や連邦、州・準州、外国政府等を脅迫により強制する等の意図で行われた場合（第110.1条）と定義される。

¹¹ 構成員(member of an entity)には当該団体(entity)の被用者、契約に基づき当該機関のために業務を遂行する個人、外国の法律に基づき当該機関の役職や地位の職務を保持し、又は遂行する個人等が含まれる（第110.1条）。

¹² テロ支援国家機関に指定された外国政府機関又はその構成員（第111.2条第1項c号）。なお、国家テロ行為に関する犯罪は、これらの者にのみ適用される。“Explanatory Memorandum,” op.cit.(9), pp.35, 55.